
プロジェクト **連結納税制度の見直しへの対応**

項目 **注記事項に関する提案に対して聞かれた意見への対応**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、グループ通算制度を適用する場合における税効果会計の開示の取扱いのうち、次の項目の提案について、これまでの審議で情報の有用性等に関する意見が聞かれたことから、それに対する追加の分析をお示しするものである。
 - (1) 税金の種類ごとの評価性引当額の注記
 - (2) 個別財務諸表で計上した繰延税金資産を連結財務諸表で取り崩す場合の注記

II. 注記事項に関する追加の分析と提案

税金の種類ごとの評価性引当額の注記

(これまで示した事務局の提案)

2. グループ通算制度における税効果会計における税金の種類ごとの注記について、これまで次の提案を行っている。
 - (1) 税効果会計基準では繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳等を注記することとされている。当該注記に関する連結納税制度における取扱いとして実務対応報告第7号では、その内訳を税金の種類ごとに注記する必要はないとしており、グループ通算制度においても、連結納税制度における取扱いを踏襲する。
 - (2) 連結納税制度における取扱いとして実務対応報告第7号では、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）について、税金の種類によって回収可能性が異なる場合には、税金の種類を示して注記することが望ましいとしている。グループ通算制度においても、結論の背景において、注記することが望ましいことを記載することが考えられる。

(これまでの審議で聞かれた意見)

3. 前項(2)について、次の意見が聞かれている。
 - 繰延税金資産の回収可能性の判断が異なる場合には、税金の種類ごとに評価性引当額を注記することが望ましい旨を結論の背景に記載することについて、注記の要否を明確にすることを検討していただきたい。
 - 財務諸表利用者にとって、税金の種類により回収可能性が異なっているということはわかりづらく特殊なケースとなるため、重要性がある場合には注記を要求するというで本文に記載していただきたい。また、この点に限らず、情

報の有用性を踏まえてどのような注記が必要かという点を、検討していただきたい。

(追加の分析)

4. グループ通算制度の対象とされていない住民税及び事業税については、法人税及び地方法人税とは区別して税効果会計基準等を適用することから（審議事項(3)-2 実務対応報告文案第 8 項なお書き参照）、税金の種類ごとに繰延税金資産の回収可能性を判断することになり、回収可能性の判断が異なる場合があると考えられる。
5. ここで、以下のようなケースでは、評価性引当額を税金の種類ごとに開示することで、税負担率の予測及び繰延税金資産の回収可能性の不確実性の評価の観点において、情報の有用性が高まる場合があると考えられる。
 - (1) 評価性引当額のほとんどが住民税及び事業税で構成されている場合
 - (2) 税金の種類ごとに評価性引当額の変動が大きく異なる場合
6. 一方、本資料第 2 項(1)のとおり、繰延税金資産（回収可能性評価前）の税金の種類ごとの内訳は開示されないことを前提とすると、評価性引当額の税金の種類ごとの内訳のみでは評価性引当額がどのような幅で変動しうるのか十分に理解することができず、情報の有用性は高まるとしても限定的であると考えられる。

また、連結納税制度における実務において、「望ましい」とされる当該規定に基づき注記を行っている企業はごく少数である¹。

これらの状況を踏まえると、「望ましい」とした場合には、一定の判断のためのコストを要するが、それに対応する有用性は乏しいものと考えられるため、実務対応報告第 7 号における「望ましい」との結論の背景の記載を踏襲しない。ただし、記載を禁止する趣旨ではないため、注記することを妨げないと結論の背景に記載する。

(追加の分析を踏まえた事務局の今回の提案)

7. 前項の提案とした場合の、文案は以下のとおりである。

(本文)
なし

(結論の背景)

61. 税効果会計基準では繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳等を注記することとされているが、当該注記に関する連結納税制度における取扱いとし

¹ 事務局において連結納税制度の適用が開始された 2003 年 3 月期以降の開示についての調査を行った結果、当該規定に基づき注記を行っている企業が 5 社あった。2020 年 3 月期では、当該注記を行っている企業は 1 社である。

て、実務対応報告第7号では、その内訳を税金の種類ごとに注記する必要はないとしており、グループ通算制度においても、連結納税制度における取扱いを踏襲することとした(第29項参照)。

なお、実務対応報告第7号では、連結納税制度における取扱いとして、繰延税金資産から控除された金額(評価性引当額)について、税金の種類によって回収可能性が異なる場合には、税金の種類を示して注記することが望ましいとしていた。しかし、評価性引当額を税金の種類ごとに開示することによる情報の有用性は限定的であると考えられ、また、連結納税制度における実務において、当該規定に基づき注記を行っている企業はごく少数であることから、注記をすることが望ましいとの記載を踏襲しないこととした。ただし、税金の種類によって回収可能性が異なる場合に、評価性引当額について税金の種類を示すことを禁止する趣旨ではなく注記することを妨げるものではない。

個別財務諸表で計上した繰延税金資産を連結財務諸表で取り崩す場合の注記 (これまで示した事務局の分析と聞かれた意見)

8. 連結納税制度について、実務対応報告第7号では、連結納税親会社の個別財務諸表における法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の計上額が、連結財務諸表における回収可能見込額を見直したことにより取り崩され、その金額に重要性がある場合には、連結納税親会社の個別財務諸表に追加情報として注記するとしている。

この点、これまでの審議において事務局は、グループ通算制度においても、連結納税制度における取扱いを踏襲することを提案している。

9. 前項の事務局の提案に関して、個別財務諸表における注記の簡素化がなされている中、個別財務諸表においてこのような注記をすることについて情報の有用性があるかどうかを検討すべきとの意見が聞かれている。

(追加の分析)

10. 個別財務諸表において計上した繰延税金資産が連結財務諸表において取り崩される場合、個別財務諸表において分配可能額に含まれるものが連結財務諸表では資産性がないものとして扱われる。実務対応報告第7号開発時においては、このことが財務諸表利用者に十分に認識されていないと考えられたことから、連結財務諸表における取崩額に関する開示について親会社の個別財務諸表において要求されていたものと考えられる²。

² 連結納税制度における取扱いとして、親会社の個別財務諸表において注記が求められている理由について、財団法人財務会計基準機構「講演録シリーズ No.5 連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する取扱いについて」(企業会計基準委員会事務局 秋葉賢一、中村昌史、堀江徳至) 30 頁において、「この注記が必要とされる理由としては、例えば、繰延税金資産は配当可

11. この点、個別財務諸表における連結会社間の未実現損益が連結財務諸表において取り崩される場合も同様であり、連結納税制度が導入されてから十数年が経過し仕組みが周知されていると考えられることから、前項のような趣旨において要求されていた取り崩しの注記は不要であると考えられる。
12. 前項の提案とした場合の、文案は以下のとおりである。

(本文)

なし

(結論の背景)

62. 連結納税制度について、実務対応報告第7号では、連結納税親会社の個別財務諸表における法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の計上額が、連結財務諸表における回収可能見込額を大幅に上回り、その上回る部分の金額に重要性がある場合には、連結納税親会社の個別財務諸表に追加情報として注記することが必要になるとしていた。これは、個別財務諸表において計上した繰延税金資産が連結財務諸表において取り崩される場合、個別財務諸表において分配可能額に含まれるものが連結財務諸表では資産性がないものとして扱われる点について、連結納税制度導入当初においては、財務諸表利用者十分に認識されていないと考えられたことによるものと考えられる。

この点、個別財務諸表における連結会社間の未実現損益が連結財務諸表において取り崩される場合も同様であり、連結納税制度が導入されてから十数年が経過し仕組みが周知されていると考えられることから、上記のような趣旨において要求されていた取り崩しの注記は不要であると考えられ、連結納税制度における取扱いを踏襲せず、特段の定めを置かないこととした。

ディスカッション・ポイント

事務局の追加の分析及び、提案についてご意見を伺いたい。

以 上

能利益を構成することから、連結ベースでは資産性のないものが親会社の個別財務諸表において計上されている場合には、その事実が投資情報として有用である場合があると考えられることが挙げられます。このような観点に基づけば、連結納税制度は100%支配関係のグループを対象としていることから、グループ外へ配当としての流出が生じ得る連結納税親会社を対象としたと考えられ、(略)これは、未実現利益における連結と個別の総意と類似の性格とも言える訳ですが、連結納税制度の導入に伴って、このような注記を求めることとされたのは、多分に、新しい制度であり、財務諸表利用者においてもこのような事象が生じることについての認識が十分でないと考えられることから、積極的な開示を促そうという趣旨によるものであると思われる。」と説明されている。